

## 土砂災害特別警戒区域と建設地の関係が分かる資料について

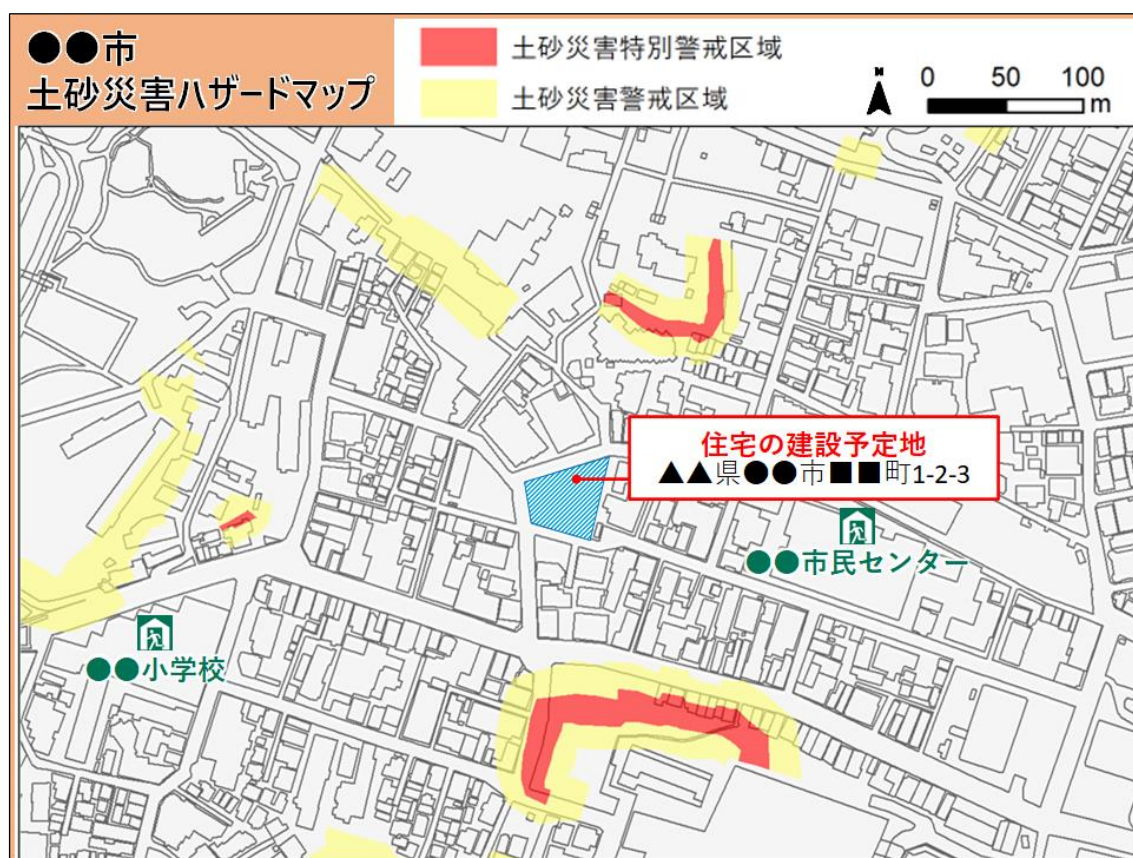
令和4年度より、住まい環境整備モデル事業の応募要件として、「新築住宅の立地は、土砂災害特別警戒区域※に原則として該当しないこと」が追加されました。

これに伴い、新築事業の場合は、土砂災害特別警戒区域と建設地の関係が分かる資料の提出が必要となりました。以下に作成例を示しますので、資料作成の参考としてください。

### ■ 住宅の建設を行おうとする敷地の全部が、土砂災害特別警戒区域に該当しない場合

土砂災害特別警戒区域の凡例があるなど土砂災害特別警戒区域の範囲が示された地図を用いて、住宅の建設地と住所を記入し、建設地と土砂災害特別警戒区域の位置関係を示す資料を作成して下さい。

(建設地と土砂災害特別警戒区域の位置関係を示す資料の作成例)



★土砂災害特別警戒区域の範囲が示された地図の例として、地方公共団体が作成・公表しているハザードマップが考えられます。ハザードマップについては、建設予定地の市町村または都道府県でご確認ください。

(参考) 国土交通省ハザードマップポータルサイト : <https://disaportal.gsi.go.jp/>

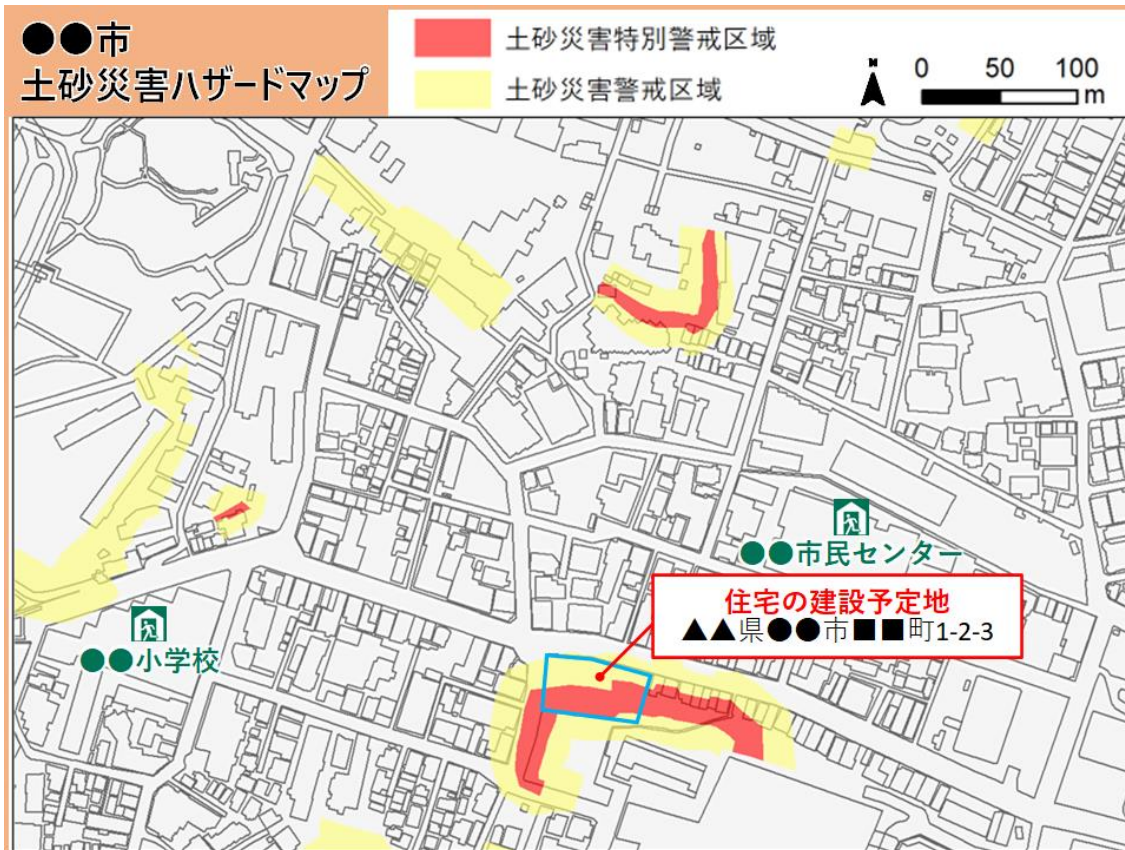
※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域

■ 住宅の建設を行おうとする敷地の一部が、土砂災害特別警戒区域に該当する場合

土砂災害特別警戒区域の凡例があるなど土砂災害特別警戒区域の範囲が示された地図を用いて、住宅の建設地と住所を記入し、建設地と土砂災害特別警戒区域の位置関係を示す資料を作成して下さい。

加えて、配置図等に土砂災害特別警戒区域を記入し、計画している建物に区域がかかっていない事を示して下さい。

(建設地と土砂災害特別警戒区域の位置関係を示す資料の作成例)



(計画建物に土砂災害特別警戒区域がかかっていないことを示す図面の作成例)

